

論文の内容の要旨

論文題目：勘気と宥免—戦国期武家刑事法史の一齣—

氏 名：山口道弘

①本論文は、戦国期に於ける、刑事法史研究の一環として、戦国大名(戦国期守護)に依る、家臣処罰の構造及び其の構造の意義変遷とを叙述した者である。

②法規範に定められた罪科を忠功に依って相殺(負の価値たる罪科の、正の価値たる忠功に依る、中和・無力化)する事は、従者(家臣)に取って、一つの特権であった。此の事自体は、江戸時代に於いても変化は無い。但し、主君の側としては、無限定に相殺を認めて仕舞うと、自身の領域的支配者としての役割を軽んじた事に成り兼ねない。其処で、戦国期には、忠功に依る罪科相殺に対し、様々な見解が並立した。或る者は、忠功に依る罪科相殺を否定し、或る者は、如何なる罪科であっても忠功が有れば宥免するとし、亦、或る者は、場合に依っては、相殺も有り得る、と規定した。

③其処で問題と成るのは、此れ等の諸態度が、単なる分裂割拠の産物で、互いに無関係の者なのか、其れとも、何等かの構造に依って、統一的に説明し得る者なのか、と言う点である。

④此の課題に答える為、本論文に於いては、一旦、法規範(罪科)の問題を離れ、勘気に着目する事にした。勘気とは、主君の怒り其の者である。重要な事は、

勘気事例の場合、従者の宥免が伴う事例が、罪科の場合に較べて多く、若しくは、宥免を予定して居る場合すら見受けられる事である。此の「勘気」処罰事例を手懸りとして、戦国期に於ける、宥免(相殺)の論理に就いて探究し、翻って、忠功に依る罪科の相殺規定の多様性に就いて考察を行う。

⑤戦国大名の中で、「勘気」処罰に関して規定を置いた、防長の大内氏は、被勘気者を分国外追放すべし、とする一方、被勘気者の宥免嘆願を常時認めて居た。斯かる、勘気処罰と宥免の関連は、他の罪科事例には見られぬ、勘気処罰独特の者である。然らば、其れは、如何なる論理に依って生じたのであろうか。

⑥此れに答える為に、戦国期に先行する時代の、追放と宥免の関連に就いて調べた。結果、中世後期(南北朝期以降)から近世初期に至る迄、追放と宥免に関する、以下の如き慣行が明らかと成った。第一に、主人は主人たるの資格に於ける、完全なる権限行使の一様態として、追放者(被勘気者を含む)や、自発的「他宿」「蟄居」状態に在る者を宥免する事が出来た。寧ろ、当初から宥免を予定して、追放等を行う場合さえ在った。詰り、追放等の処罰が、「佗言」(宥免嘆願)の前提条件として機能して居た。第二に、「佗言」の際には、「罪」の「軽重」が勘案され、亦、特別な軍功や譜代性が、宥免を引き出す機能を有した。第三に、宥免後には、必ずしも完全ではないが、原状恢復(「本領安堵」)が指向された。

⑦それでは、追放の単位が、分国である事は、如何なる事情に依るのか。此れは、鎌倉幕府以降の守護の機能を考えねば成らない。鎌倉幕府御家人制に於いては、将軍—侍所—守護—各国御家人の統轄関係が存在して居た。其れゆえ、将軍の勘気は、此の統轄関係に従って発動される為、御家人に対する勘気処罰が、各御家人の所領単位ではなく、国を領域として遂行乃至構想される場合が存在した。続く室町幕府制度に於いては、守護の権限が済崩しに増大する。即ち、守護は、南北朝期以降一五世紀前半迄に、分国内の安堵・追捕(犯罪者逮捕)機能を、室町幕府と直接の関りを持たない形で、自主的に遂行し得る様に成って居た。此れに基づき、守護自専に依る分国外追放と言う処罰形態が、定式化された。此処に於いては、凡そ「罪科人」(具体的「罪科」の種類を問わない)を分国外に追放する、分国内に安堵しない、と言う慣行が醸成された。

⑧斯くして、守護に依る、汎用性の高い分国外追放が成立した訳だが、何故、勘気処罰と分国外追放が結合するのであろうか。其れを知るには、鎌倉・室町期の検断に対する同時代人の思考構造を探る必要が有る。鎌倉・室町期の人間に取って、検断とは、(A)具体的罪名未定の状態に於いて、抽象的に何等かの犯

罪の存在の有無を問う、即ち、抽象的「罪科人」を処罰する段階、即ち、《兎にも角にも悪い人間》を処罰する段階と、(B)具体的罪名を「糺明」して決定し、具体的「罪科」を処罰する段階とに、構造的に二分されて、思考された。彼等が、勝義に、検断が終了(「落居」)した、と把握するのは、上記の(B)段階、即ち、具体的罪名に従った、「罪科」処罰が行われる場合である。(A)段階に止まる限り、勝義の「落居」、即ち(B)段階への移行を求めて再審請求し得たのである。処で、勘気処罰は、本質的に、「楚忽御沙汰」であり、「糺明」手続が介在しない、検断の第一段階((A)段階)に止まる処罰である。即ち、「罪科人」に対する、謂わば暫定的な処罰である。此処に於いて、勘気処罰と、⑦で述べた、「罪科人」を分国内に安堵しない、と言う慣行との接点が生じる。「罪科人」に対し、暫定的安堵喪失(「他出」)を科し、若しくは、分国外追放した場合、其れは、検断の第二段階((B)段階)に届かぬ、飽く迄も暫定的処罰であるから、処罰者は、「侘言」を受け入れねば成らない。検断の第一段階に止まる処罰は、具体的「罪科」に基づく者ではなく、抽象的「罪科人」処罰であるから、被勘気者は、「人」としての有用性を回復すべく、主人に対し、特別な軍功や、譜代性を以って、「侘言」が出来るのである。無論、検断の第二段階((B)段階)手続を要求する事も可能であろうが、態々「罪科」を蒙りたい人間など居ない事は言う迄も無い。以上が、⑤に於いて論じた、勘気処罰(分国外追放)と宥免の聯関を支える構造である。

⑨検断の二段階構造は、「罪科」処罰の場合にも、其の執行の思想的基盤であった。「罪科」を犯した者を宥免したい場合や、「罪科」が疑わしい場合、敢て、検断の第一段階((A)段階)に処罰を止める事が行われた。②で述べた、「罪科」相殺の場合も、同様の思考が働いた。即ち、予め如何なる犯罪を犯しても忠功があれば許す、と言う場合は、「罪科人」を許すと言う事に外ならない。即ち、此の場合、検断の第一段階((A)段階)に常に止めるべき人間を設定して置き、検断の第二段階((B)段階)手続に触れない。然し、検断の第二段階((B)段階)迄、手続が進行し、検断が勝義に「落居」した場合は、忠功が有っても、原則的には許されない。此れが、③の疑問に対する回答である。即ち、戦国大名(戦国期守護)は、「罪科人」は許しても、「罪科」は許さない仕組に依って、家臣の忠功を評価すべき自己と、領域的支配者たる自己を、矛盾無く並存させて居たのである。戦国大名(戦国期守護)は、実質的には忠功に依る「罪科」相殺を認めつつも、形式論理的には、「罪科」相殺を認めて居なかつたのである。

⑩以上に述べた、検断の二段階構造こそが、中世後期の「罪科」相殺を規定して居た。然し、中世後期に於いて、此の構造が、常に同一の意義付けをされて居た訳ではなかつた。転機は、一五世紀後半、応仁・文明の乱に於ける、室町幕

府一守護体制の崩壊に在る。一五世紀中期迄の、室町期に於ける、守護自専に依る分国外追放乃至安堵喪失を過大に評価する事は出来ない。何故ならば、室町期に於いては、守護の権限が増大したとは言え、荘園本所保護政策を採る室町幕府や、荘園本所自体に依る、守護の荘園侵略への抵抗も在ったからである。分国外追放と言う処罰形態は、荘園本所の土地管轄権を侵害しない、飽く迄も犯罪者の人身にのみ及び、土地は安堵されると言う処罰形態であった。荘園本所にとって、土地の当知行は一時的に喪うかも知れないが、土地の由緒は喪われぬのである。即ち、其れは、荘園本所と守護との妥協・協調の産物なのである。守護自専の分国外追放が、荘園制の桎梏を離れ、軍制の視点から、即ち、家臣団統制の視点から為される様に成るには、荘園制が解体する戦国期を待たねば成らなかつたのである。本論文第二部に於いては、以下の如く、検断の二段階構造の意義変化に就いて論じた。

⑪戦国期の太内氏、大友氏等に於いて、家臣処罰の際に、検断の第一段階((A)段階)に止める事をやめ、勘気を含む総ての家臣処罰に際し、検断の第二段階((B)段階)に至るべし、とする改革が行われた。此れは、家臣相互の、主君に対する平等性を担保し、主君と特別の關係に在る家臣(「一人」)の出現を排除する為であった。戦国期守護領国に於いては、家臣団が、「一揆」を結び、「一人」の出現に抵抗する基盤が存在した。主君も、此の、家臣の「一揆」に推戴される以上、「一人」の出現を許容する訳には行かなかつたのである。検断の第一段階((A)段階)に於ける「佗言」は、個々の「人」の有用性を問う者であるが故に、「一人」排除の目的の為、許されないのである。そうであれば、主君の側も、最初から、検断の第二段階((B)段階)手続迄、完了させて仕舞つた方が得策なのである。

⑫右に論じた如く、勘気処罰規定の変遷が、軍制上の事由に依り生じたとすれば、我々は、検断の二段階構造の意義変化を見出した事に成ろう。即ち、荘園制に拘束された、室町期守護領国とは異なり、大名と家臣、大名と百姓の役負担について、その基準を明確にすべく実施された検地等を通じて、私領の恩領化を推進したる戦国期守護領国に於いては、検断の二段階構造が、最早、当知行地安堵と由緒との相関關係から離脱し、純粹に、家臣団統制の為の一手段(手続)へと、意義を変化させたのである。

⑬検断の第二段階((B)段階)迄、執行すべきである、と言う思考は、近世にも受け継がれた。近世に於いては、検断の第一段階((A)段階)に滞留する事は、「其者ハかりを悪」む処罰として忌避される。検断から、「人」の評価の側面が排除される傾向が窺えるのではなからうか。